

南風原町いじめ防止基本方針

平成28年9月

南風原町教育委員会

【目 次】

はじめに	・・・	1
第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	・・・	2
1 いじめの定義		
2 いじめの防止等の対策に関する基本理念		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめへの対処		
(4) 家庭や地域との連携		
第2章 いじめの防止等のために町が実施する施策	・・・	3
1 いじめ防止等の対策のための組織の設置		
(1) 南風原町いじめ問題対策連絡協議会		
(2) 南風原町いじめ防止等専門委員会		
2 教育委員会が取り組む主な施策		
(1) いじめの防止・早期発見		
(2) いじめに対する措置		
(3) 学校への指導・助言		
(4) 学校評価、学校運営改善の実施		
第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策	・・・	5
1 学校いじめ防止基本方針の策定		
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織		
3 学校におけるいじめ防止等に関する取組		
(1) いじめの防止・早期発見		
(2) いじめに対する措置		

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

- （1）重大事態の意味
- （2）重大事態の報告
- （3）調査の趣旨及び調査主体
- （4）調査を行うための組織
- （5）事実関係を明確にするための調査の実施
- （6）その他留意事項
- （7）調査結果の提供及び報告

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

- （1）再調査
- （2）再調査を行う機関の設置
- （3）再調査の結果を踏まえた措置等

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒（以下「児童等」という。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。学校におけるいじめは大きな社会問題となっており、これまでもいじめを背景として児童等が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生しています。

近年、インターネットの急速な普及や価値観の変化、様々なストレスなど、児童等を取りまく環境が大きく変わり、いじめも陰湿化、集団化するなど、その態様も複雑化している状況です。

本町においては、学校と教育委員会が中心となって、「いじめは絶対に許さない」という強い意識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努め、いじめ防止対策に向け取り組んでいるところです。

また、本町は「自ら学ぶ意欲を育て、学力の向上を目指すとともに、豊かな表現力とねばり強さをもち、心豊かな幼児児童生徒の育成を図る」ことを掲げ、「知・徳・体」の調和のとれた教育を目指しており、特に児童等の豊かな人間性の育成のため、人権教育を中心に全ての教育活動の中で、様々な体験活動を通した心の教育を推進しているところです。

南風原町いじめ防止基本方針（以下「町基本方針」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、児童等の尊厳を保持するという目的のもと、沖縄県・町・学校・家庭・地域・その他の関係者が連携して、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、本町におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定します。

※ いじめの防止等とは … いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。

第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた児童等の立場に立つことが重要です。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、行為の起こったときのいじめられた児童等、本人や周辺の状況等を客観的に確認しながらも、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童等の表情や様子をきめ細かく観察するなど、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童等に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければいけません。

また、全ての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童等が十分に理解できるようにすることを旨としなければいけません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、町、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければいけません。

この理念の下、いじめの防止等に関する基本的な考え方は、次の通りとします。

（1）いじめの未然防止

いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ことを踏まえ、より根本的ないじめ問題の克服のためには、全ての児童等を対象にしたいじめの未然防止の観点が重要です。

（２）いじめの早期発見

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、早い段階からの的確に関わりを持ち、積極的に認知することが必要です。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事実を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。

（４）家庭や地域との連携

地域全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と家庭、地域との連携が必要です。いじめの問題についても、家庭、地域と連携した対策を推進することが必要です。

第２章 いじめの防止等のために町が実施する施策

１ いじめ防止等の対策のための組織の設置

（１）南風原町いじめ問題対策連絡協議会

町は、法第14条第１項に基づき、いじめ防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、学校、教育委員会、中央児童相談所、那覇地方法務局、沖縄県警察、その他の関係者により構成される「南風原町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

（２）南風原町いじめ防止等専門委員会

教育委員会は、法第14条第３項の規定に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うため、附属機関として「南風原町いじめ防止等専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置します。

この専門委員会は、専門的な知識及び経験を有する第三者等により構成し、公平性・中立性を確保します。

2 教育委員会が取り組む主な施策

(1) いじめの防止・早期発見

- ① いじめを防止するため、児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止の啓発その他必要な措置を講ずるものとします。
 - ・支部懇談会・中学校区の見回り等
- ② いじめの早期発見のための取組を推進します。
 - ・アンケート実施・報告（学校） ・教育相談員の配置等
- ③ 学校が実施するいじめの防止等のための活動を積極的に支援します。
- ④ 教職員の資質の向上を図ります。
 - ・町内研修（道徳、学級経営、特別支援教育等）等
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめ防止対策を推進します。
 - ・非公式サイトの監視 ・講話（情報モラル）等
- ⑥ より多くの大人が子どもと関わり、子どもの悩みや相談を受け止めることができるよう、学校支援地域本部や放課後子ども教室など、学校と家庭・地域が組織的に連携する体制づくりの拡充を推進します。

(2) いじめに対する措置

- ① 町を挙げていじめ防止に重点的に取り組んでいるとしても、いじめは「どの子どもにも起こりうる」という考えのもと対応の充実を図ります。
- ② 生徒指導に係る体制や相談体制の充実に努め、学校の求めに応じて必要な措置を講じます。
- ③ 必要に応じ当該学校に必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行います。その際は、連絡協議会等の意見を聞くこととします。
- ④ いじめを受けた児童等のみならず、他の児童等が安心して教育を受けられるようにするためいじめを行った児童等の保護者に対し、当該児童等の出席停止を命じることがあります。
- ⑤ いじめが複数の学校に関係する場合には、学校相互間の連携協力体制の整備を行い対応します。
- ⑥ 町教育相談センター、島尻教育事務所等の関係者、関係機関との連携を図ります。

(3) 学校への指導・助言

- ① いじめが起きた場合には、被害児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保するとともに、加害児童等に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講じます。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言します。
- ② いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害者の意向への配慮の下、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言します。

(4) 学校評価、学校運営改善の実施

① 学校評価、教員評価の留意点

教育委員会は、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、日頃からの児童等の理解、未然防止や早期発見、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するよう、学校に必要な指導・助言を行います。

② 学校運営改善の支援

教職員が児童等と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、事務機能の強化等学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善を支援します。

また、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議委員等の活用により、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進します。

第3章 いじめ防止等のために学校が実施する施策

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、年度当初に国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）、町基本方針を受け、校長の責任の下、いじめの防止等の取組の基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）

として定め、年間を通じた総合的ないじめ防止のためのカリキュラムなどにより、いじめ防止に向けた取組の一層の充実を図ります。

学校基本方針には、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定め、その具体的な内容を次の通り示します。

- ① 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム化を図ります。
- ② 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組や、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定め、これらに関する年間を通じた取組計画を定めるなどします。
- ③ より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。
- ④ 策定した学校基本方針は、学校のホームページ上に掲載します。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

「いじめ防止推進委員会（仮称）」を中心に、学校を挙げていじめ防止に取り組みます。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組

（1）いじめの防止・早期発見

- ① いじめの未然防止に視点をあてた学校経営・学級経営等は、児童等が安心して学校生活を送れることにつながり、ひいては学力向上などの教育目標の実現につながるとの理念に基づき、積極的にいじめの防止指導に努めます。
- ② 全ての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ③ 児童等自らが、いじめの問題性に気づき、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。
- ④ インターネットを通して行われるいじめに対する対策の充実を図ります。
- ⑤ いじめの防止等の校内研修を企画・実施します。校内研修では、自校の学校基本方針を全職員で共有し、いじめ防止策を徹底します。また、いじめの重大事態が発生した場合の具体的な対応策について確認します。
- ⑥ いじめの早期発見のため定期的な調査を実施します。
- ⑦ 児童等が自分の大切さや他人の大切さを認めることができるよう、全教職員の理解のもと様々な教育活動を通して人権教育を推進します。
- ⑧ いじめ防止は、人権を守る取組であり、教職員全員が校内研修等を通して人権

感覚を身につけ児童等の指導にあたります。

- ⑨ 学校支援地域本部事業などによる、児童等が異年齢の他者や地域の多くの大人と関わる機会を企画・実施します。

(2) いじめに対する措置

- ① 学校を挙げていじめ防止に取り組んでいるとしても、いじめは「どの子どもにも起こりうる」という考えのもと対応の充実を図ります。
- ② いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認めるときは、沖縄県警察と連携して対処します。特に、児童等の身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに沖縄県警察に通報し、援助を要請します。
- ③ 在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときには、速やかにいじめの有無などの確認をし、その結果を教育委員会に報告します。
- ④ いじめを確認した際には、いじめをやめさせ、再発を防止するため、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等や保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的行います。
- ⑤ いじめを行った児童等については、いじめを受けた児童等が使用する教室以外の教室等において学習を行わせるなど、いじめを受けた児童等のみならず他の児童等が安心して教育を受けられるようにするための措置を講じます。
- ⑥ いじめを受けた児童等の保護者と、いじめを行った児童等の保護者との間で争いが起こらないよう配慮します。
- ⑦ 校長及び教職員は、いじめを行っている児童等に対して、法の趣旨を踏まえ教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導します。また、教育上必要があると認めるときは適切に懲戒を加える場合があります。
- ⑧ 客観的な事実に基づいた記録を残し、指導に反映させます。

第4章 重大事態への対処

1 重大事態の発生と調査（法第28条）

（1）重大事態の意味

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童等の状況に至る要因が当該児童等に対して行われるいじめにあることを意味します。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断します。

例えば、

- 児童等が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定されます。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。ただし、日数だけでなく、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童等や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要があります。

学校又は教育委員会は、重大事態の意味を踏まえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たることとします。

（２）重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる事案が発生した場合には直ちに教育委員会に報告します。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を町長に報告します。

（３）調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため行うものです。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会において調査を実施します。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行います。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童等又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、町長のもとに再調査機関を設置し、調査を実施することもあります。

この場合、調査対象となる児童等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう法第28条第1項の調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ります（例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となってい、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等が考えられます）。

（４）調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設置します。教育委員会が調査を行う際には、専門委員会を招集しこれが調査に当たります。

なお、委員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がある場合には、その者を除いた委員で調査に当たり、当該調査の公平性・中立性を確保します。

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ

(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るものです。

① いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童等からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童等から十分に聴き取るとともに、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられます。この際、いじめられた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要です（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童等の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童等へ「いじめ行為を止める」指導を行います。また、いじめられた児童等に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要です。

これらの調査に当たっては、教職員向け手引きを参考にしつつ事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携した対応が必要です。

② いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合

児童等の入院や死亡など、いじめられた児童等からの聴き取りが不可能な場合は当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。調査方法としては、在籍児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられます。

（自殺の背景調査における留意事項）

児童等の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要です。この調査においては、亡くなった児童等の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要です。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に

定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にすることとします。

ア 背景調査に当たり、遺族が、当該児童等を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行います。

イ 在籍する児童等及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行います。

ウ 死亡した児童等が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して主体的に、在籍する児童等へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案します。

エ 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要です。

オ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うように努めます。

カ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意します。

キ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととされており、設置者の適切な対応が求められます。

ク 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意します。

なお、亡くなった児童等の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要があります。さらに、沖縄県教育委員会発刊の「沖縄県いじめ対応マニュアル」や国立教育政策研究所発

刊のいじめに関する諸資料等も参考にします。

(6) その他留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されますが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこととします。ただし、法第23条第2項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合はこの限りではありません。

また、事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童等に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童等又はその保護者が希望する場合には指定校変更や区域外就学等、いじめられた児童等の支援のための弾力的な対応を検討します。

(7) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童等及びその保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明します。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童等のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は町長に報告します。

2 調査結果の報告を受けた町長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(7)－②の報告を受けた町長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童等及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。

（２）再調査を行う機関の設置

町長は、法第30条第２項に基づく再調査を実施する機関として「南風原町いじめ問題調査委員会」を設置します。委員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者ではない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性に努めます。

（３）再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や町教育相談センター等の職員の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等の支援を行います。

また、再調査を行ったとき、町長はその結果を町議会に報告します。内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保します。